

1. 仙台市地域企業デジタル化推進事業について (全般)

- Q1: 本補助金の意図する目的を教えてください。
- Q2: 補助金が交付されるまでの流れを教えてください。
- Q3: コンサルティングはどういったことをいいますか。
- Q4: 補助金申請時期はいつですか。先着順で交付が決まっていますか。

2. 補助金交付対象者について

- Q1: 中小企業基本法に規定する中小企業とは、どういった者のことをいいますか。
- Q2: 社会福祉法人、一般・公益財団法人、一般・公益社団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、NPO法人、農業組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）は補助金事業の対象となりますか。
- Q3: 個人事業主で、店舗が仙台市内にあり、住居が仙台市以外ですが対象となりますか。
- Q4: 多店舗展開しているが、店舗ごとに申請は可能ですか。
- Q5: 個人事業主として FC (フランチャイズ) 契約により店舗を運営する事業者は補助事業の対象となりますか。

3. 補助金の対象事業と対象経費について

- Q1: 申請にあたり事業の補助率や上限額、下限額はありますか。
- Q2: 経費支払いには、条件がありますか。
- Q3: 他の補助金が交付されていますが、対象となりますか。
- Q4: 令和2年度仙台市地域企業デジタル化推進事業の採択を受けていますが、採択された事業とは異なる事業を本年度の補助金に申請することはできますか。
- Q5: モール型 EC サイト (楽天市場や Yahoo! ショッピング等) への出店料は補助対象となりますか。
- Q6: Web 広告で、Google のリスティング広告や予算を設定して行う SNS のクリック加算広告など見積がとれない場合は、どうすればよいですか。
- Q7: 対面形式で行ってきた教室 (学習塾等) について、デジタル技術を活用してオンライン教室の実施を考えているが、補助の対象となりますか。
- Q8: 事業用のデジタル機器を購入すれば、補助金対象となりますか。
- Q9: デジタルツールの導入にあたり、関連するシステムの操作説明やシステムに関するマニュアル作成を別途委託にて実施したいと考えている。その経費は対象となりますか。
- Q10: 購入等に係る金融機関の振込手数料は、対象経費となりますか。
- Q11: 事業実施にかかる経費を相手側へ支払う場合、金融機関の振込による支払いではなく、現金払いやクレジットカードで支払った場合も補助の対象となりますか。
- Q12: 既に導入しているシステムやソフトウェアに対するオプションシステムの追加やライ

センス追加は、補助金の対象となりますか。

Q13:既に導入しているシステムやソフトウェアにより継続的にデジタル化技術を活用していくためのシステムの保守や管理経費は、補助対象事業として申請可能ですか。

Q14:使用するツール（ソフトウェア）の指定はありますか。

Q15:人材獲得のため、会社の雰囲気がわかる動画を制作し、自社ホームページに掲載したいと考えております。動画撮影用のカメラ、マイク、動画編集ソフトの購入は、補助金の対象事業となりますか。

4. 補助金の交付申請について

Q1:創業して3年以上経過しておらず、3期分の決算書がありませんが申請可能ですか。

Q2:決算書は何を提出すれば良いですか。

Q3:他県から仙台市に移転登記し事業展開していますが、決算が9月末のため仙台市への納税はまだしていません。この場合の必要書類について、市税の滞納がない証明書は移転前市町村からの取得でよろしいでしょうか。

5. 補助事業の実施と完了報告について

Q1:補助対象経費にかかわる事業はいつまでに完了させる必要がありますか。

Q2:実施する事業にかかる経費を分割払いにすることはできますか。

Q3:機器の購入等について、申請者以外のものが支払（立替払い等）を行った場合、補助対象経費はどのようになりますか。

Q4:実施にかかった経費の支払いについて、補助事業以外の経費と一緒に支払ったため、支払いの振込金額と補助対象経費が一致しないがどうすればよいですか。

Q5:実績報告時に提出する「経費の支出を証明する書類等」はどういったものが必要となりますか。

Q6:現地調査とは何をしますか。

1. 仙台市地域企業デジタル化推進事業について（全般）

Q1：本補助金の意図する目的を教えてください。

A1：IT ツールを活用することにより実現したい目標があるが、取り組み方や導入に不安をいただいている事業者に対し、専門家によるコンサルティングにより課題を整理し、課題解決にはデジタルツール等を導入することが有効な場合に、適切なデジタルツールの提案や導入支援を通じて事業者のデジタル化を推進することを目的としています。

Q2：補助金が交付されるまでの流れを教えてください。

A2：申込⇒事務局が指定する専門家のコンサルティング（打ち合わせ）を実施、交付申請書類の作成⇒交付申請⇒審査、交付決定⇒事務局が指定する専門家のコンサルティング（打ち合わせ）を受けながら補助金事業の実施⇒実施報告書提出⇒交付額確定のための現地調査⇒交付額決定⇒請求⇒入金という流れになります。

Q3：コンサルティングはどういったことをいいますか。

A3：生産性向上、競争力強化を図るため、事業者のデジタル化に向けた課題等の解決に係る具体的な手法等について説明、提案及び課題解決の明確化の助言をおこなう専門家による支援をいいます。

Q4：補助金申請時期はいつですか。先着順で交付が決まっていきますか。

A4：申請期間は、令和5年8月1日～9月11日です。ただし、申請前のコンサルティング受付期間は、9月5日までになりますのでご注意ください。交付の可否は先着順ではなく、審査により決定します。

2. 補助金交付対象者について

Q1：中小企業基本法に規定する中小企業とは、どういった者のことをいいますか。

A1：中小企業者の範囲（中小企業基本法第2条第1項）は下記の通りです。

| 業 種 | 中小企業者 | |
|--------------------------------|------------------------|-----------------|
| | （下記のいずれかを満たす者（会社及び個人）） | |
| | 資本金の総額 又は出資金の総額 | 常時使用する 従業員の数 |
| ① 製造業、建設業、運輸業 その他業種（②～④を除く） | 3億円以下 | 300人以下 |
| ② 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| ③ サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| ④ 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |

Q2：社会福祉法人、一般・公益財団法人、一般・公益社団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、NPO法人、農業組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）は補助金事業の対象となりますか。

A2：本補助金の事業対象者とはなりません。本補助金の趣旨（中小企業者のデジタル化の推進）等を踏まえ、上記団体については補助事業の対象者としていないところです。

Q3：個人事業主で、店舗が仙台市内にあり、住居が仙台市以外ですが対象となりますか。

A3：個人事業主は仙台市内に住所を有していることが条件のため、対象となりません。

Q4：多店舗展開しているが、店舗ごとに申請は可能ですか。

A4：申請できません。本補助金は、店舗や事業所、営業所の所在単位ではなく、事業者単位を補助金の対象者としています。したがって法人又は個人（屋号、雅号）の単位で申請を受けるものです。

Q5：個人事業主としてFC（フランチャイズ）契約により店舗を運営する事業者は補助事業の対象となりますか。

A5：対象となります。ビジネス・フォーマットタイプ（オーナーが店舗を保有するタイプ）は店舗オーナー（個人事業主）が実質主体（事業活動費の負担と責任負担主）となって企業活動を実施するものとなりますので、補助の対象者となります。

ただし、フランチャイザー（本部）が提供ないし、斡旋するシステム等に関する経費については補助の対象経費とはなりません。また、ターンキータイプ（加盟者のために店舗や事業所を用意するタイプ）においてフランチャイザーにオーナーが雇用されておりフランチャイザー（本部）が主体となって企業活動を実施する場合も補助対象者とはなりません。

3. 補助金の対象事業と対象経費について

Q1：申請にあたり事業の補助率や上限額、下限額はありますか。

A1：補助率は1/2以内となり補助の上限額は50万円となります。（対象事業が100万円以上の場合でも補助金の上限額は50万円となります。）一方、補助の下限額はありません。

Q2：経費支払いには、条件がありますか。

A2：補助金交付決定後に発注し補助金対象期間内（令和6年2月15日まで）に支払が完了したもので支払いが証明できる書類（納品書、請求書、領収書等）があることが条件となります。

Q3：他の補助金が交付されていますが、対象となりますか。

A3：他の補助金、助成金等が交付されている場合は対象事業としません。

Q4：令和2年度仙台市地域企業デジタル化推進事業の採択を受けていますが、採択された事業とは異なる事業を本年度の補助金に申請することはできますか。

A4：過去に採択された事業とは異なる事業であれば申請いただけます。

Q5：モール型 EC サイト（楽天市場や Yahoo！ショッピング等）への出店料は補助対象となりますか。

A5：初期費用及び月額費用が対象となります。ただし、当該 EC モールへ初めて出店する場合に限ります。例えば、これまで楽天市場へ出店していた事業者が、新たに Yahoo！ショッピングへ出店する場合、Yahoo！ショッピングへの出店費用を対象経費とすることができます。

Q6：Web 広告で、Google のリスティング広告や予算を設定して行う SNS のクリック加算広告など見積がとれない場合は、どうすればよいですか。

A6：実施計画を作成していただき提出してください。過去の実績や類似案件等で積算の参考になる資料があれば合わせて提出してください。

Q7：対面形式で行ってきた教室（学習塾等）について、デジタル技術を活用してオンライン教室の実施を考えているが、補助の対象となりますか。

A7：対象となります。IT ツールの導入、活用により生産性の向上や効率化を図ることが満たされる場合、補助対象となります。

Q8：事業用のデジタル機器を購入すれば、補助金対象となりますか。

A8：単にデジタル機器を購入するだけでは補助金の対象とはなりません。デジタルツールの導入、活用により生産性の向上や改善、効率化を図ることを目的としソフトウェア導入費を伴ったシステム構築であれば、補助対象となります。

Q9：デジタルツールの導入にあたり、関連するシステムの操作説明やシステムに関するマニュアル作成を別途委託にて実施したいと考えている。その経費は対象となりますか。

A9：本事業のために使用されることが特定・確認できるものであれば対象となります。ただし、業務内容に、本事業で導入するもの以外のソフトウェア等の教育やマニュアルが含まれる場合や、操作説明を著しく越えるサポート（例えば、経営改善にかかわる専門家経費とみなすもの）の場合は、対象なりません。

Q10：購入等に係る金融機関の振込手数料は、対象経費となりますか。

A10：対象なりません。本補助金においては、消費税及び地方消費税等のほか、収入印紙及び振込等手数料（代引き手数料を含む）の経費も対象なりません。

Q11：事業実施にかかる経費を相手側へ支払う場合、金融機関の振込による支払いではなく、現金払いやクレジットカードで支払った場合も補助の対象となりますか。

A11：金融機関への口座振り込みによる支払いのほか、現金払い、クレジットカードでの支払いによる経費を補助金対象としていますが、事業の対象期間内に支払いの完了して

いない経費は、対象となりません。特にクレジットカードで支払いを行う場合には、対象期間内に引き落としが完了している必要がございますので、ご注意くださいようお願いいたします。(対象期間内での引落証明が必要となります。)

Q12: 既に導入しているシステムやソフトウェアに対するオプションシステムの追加やライセンス追加は、補助金の対象となりますか。

A12: オプションシステムの追加、ライセンス追加により生産性の向上及び効率化が実現可能な場合は、対象となります。

Q13: 既に導入しているシステムやソフトウェアにより継続的にデジタル化技術を活用していくためのシステムの保守や管理経費は、補助対象事業として申請可能ですか。

A13: 本補助事業は、生産性向上や競争力強化を図る取り組みに対する補助となるため、継続的なシステム保守管理に関する経費は、補助の対象とはなりません。

Q14: 使用するツール(ソフトウェア)の指定はありますか。

A14: IT ツールの指定は、ありません。専門家よりコンサルティングを受け事業者の希望するツールを申請いただけます。

Q15: 人材獲得のため、会社の雰囲気がわかる動画を制作し、自社ホームページに掲載したいと考えております。動画撮影用のカメラ、マイク、動画編集ソフトの購入は、補助金の対象事業となりますか。

A15: 対象事業となりえます。ただし、補助金の要件(IT ツール等を活用した非効率的な業務のデジタル化、ビジネスモデルの転換などを通し、生産性向上・競争力強化を図る取り組み)を満たす事業計画を策定していることが必要となります。

4. 補助金の交付申請について

Q1: 創業して3年以上経過しておらず、3期分の決算書がありませんが申請可能ですか。

A1: 「〇年創業のため、3期分の決算書がない」旨のメモを添えて、作成済みの決算書をご提出ください。

Q2: 決算書は何を提出すれば良いですか。

A2: 法人か個人事業主かによって、以下のものを提出してください。

| | |
|-------|--|
| 法人 | 貸借対照表、損益計算書、個別注記表(製造原価報告書、販売管理費明細を作成している場合はそれらも含む) |
| 個人事業主 | ①か②のいずれか ①青色申告の場合: 所得税青色申告決算書(両面)の写し+貸借対照表の写しの直近3期分 ②白色申告の場合: 収支内訳書の写しの直近3期分 |

Q3：他県から仙台市に移転登記し事業展開していますが、決算が9月末のため仙台市への納税はまだしていません。この場合の必要書類について、市税の滞納がない証明書は移転前市町村からの取得でよろしいでしょうか。

A3：移転前市町村より取得した書類を提出してください。

5. 補助事業の実施と完了報告について

Q1：補助対象経費にかかわる事業はいつまでに完了させる必要がありますか。

A1：令和6年2月15日までに事業及び経費支払いを完了してください、また令和6年2月29日までに実績報告書を提出してください。

Q2：実施する事業にかかる経費を分割払いにすることはできますか。

A2：分割払いは可能です。ただし、補助事業の対象期間内（交付決定日から令和6年2月25日まで）の期日までに支払いを完了した経費のみが補助対象となります。なお、クラウドサービス利用料、ソフトウェアやハードウェアのリース料・レンタル料・保守料については、一括払いに限り、最大3年分を補助対象とすることができます。

Q3：機器の購入等について、申請者以外のものが支払（立替払い等）を行った場合、補助対象経費はどのようになりますか。

A3：申請者以外の者による支払いは補助金対象経費として認められません。法人の場合は当該法人名での支払いのみが認められます。また、個人事業主の場合は申請のあった個人の支払った経費のみが認められます。例えば、クレジットカードで支払いを行う場合に申請者のものではない家族のクレジットカードで一時的に立て替えた経費、金融機関による口座振り込みを行う場合に申請者名義ではない口座から一時的に立て替えて後に申請者名義の口座から当該口座への同額を振り替えた場合など、申請者以外の者によって支払われた経費は対象とすることができませんので、ご注意ください。

Q4：実施にかかった経費の支払いについて、補助事業以外の経費と一緒に支払ったため、支払いの振込金額と補助対象経費が一致しないがどうすればよいですか。

A4：実績報告の添付に際して、支払金額と一致する請求書を添付いただき、かつその請求書の内訳で補助対象経費とそうでない経費がわかるようにしてください。区分ができない場合には、補助金の対象外となる場合があります。

Q5：実績報告時に提出する「経費の支出を証明する書類等」はどういったものが必要となりますか。

A5：それぞれの支払いについて、見積書、契約書（または発注書）、納品書、請求書、領収書（または支払ったことを証する支払い口座の写し、金融機関の預金口座振替による振込受付書（受付印のあるもの）など）の写し、成果物がわかるもの（写真、導入したシステム等の概要及びスキームが分かる資料）など、それぞれの実施された事業の内容が、実施の過程において、適正な調達やサービスを提供された事実、料金を支払った事実等

について、各々確認できる書類の添付が必要となります。なお、いずれの経費の場合でも、請求されたこと及び相手方が領収したことがわかる証憑（領収書等）は必ず添付しなければなりません。各経費における必要な証憑がない場合は、補助の対象経費から除外されることとなりますので、ご注意ください。

Q6：現地調査とは何をしますか。

A6：原則として日程調整のうえ公益財団法人仙台市産業振興事業団の職員が事業所等に伺い、実績報告書及び添付書類の確認のほか、導入ツールなど実施内容（現物）の確認、導入後の効果や今後のデジタル活用方針などについてヒアリングをさせていただきます。